

【新型コロナウイルスに係るインドネシア政府による追加的な入国規制措置】

令和2年3月31日(総20第42号)

在デンパサール日本国総領事館

- 3月31日、ルトノ外相は閣議後に行われた記者会見の中で、外国人のインドネシア訪問を当面の間停止するなどの追加的な入国規制措置を発表しました。
- 実施時期を含む本措置の詳細は、判明していません。判明次第、速やかに領事メールにて情報を共有します。在留邦人の皆様におかれても、報道等を通じ、最新の情報の入手に努めてください。

1 3月31日、ジョコウィ大統領は、閣議において外国人の入国規制について各国の新型コロナウイルスの状況に応じて定期的に検討するよう閣僚に指示している旨発言し、これを受け、閣議後に行われた記者会見の中でルトノ外相が以下のとおり追加的な入国規制措置を発表しました。

(1)外国人による全てのインドネシア訪問及びインドネシアでのトランジットは、当面の間、停止する。

(2)ただし、インドネシアの滞在許可(KITAS, KITAP, 外交・公用滞在許可)の保持者等は、適正かつ有効な保健措置に留意した上で、例外的に入国を認める。

(3)本件措置の詳細については、別途の機会に説明する。この新たな政策は新しい法務人権大臣令で定める。

2 本措置については、その実施時期を含め、上記1以外の詳細は判明していません。上記会見の中で、今後、法務人権大臣令が発出されると言及されていることから、同大臣令発出後、速やかに領事メールにて情報を共有します。在留邦人の皆様におかれても、報道等を通じ、最新の情報の入手に努めてください。